



第67回定時株主総会 招集ご通知

■日時

2018年6月28日（木曜日）

開会 午前10時

■場所

神奈川県藤沢市桐原町8番地

当社藤沢事業場 R&D棟

■決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役等に対する業績連動型
株式報酬制度導入の件 |
| 第6号議案 | 当社株式の大規模買付行為への
対応方針（買収防衛策）継続の件 |

目 次

■招集ご通知	2頁
■郵送又はインターネット等による 議決権行使のご案内	3頁
■株主総会参考書類	5頁
■事業報告	44頁
■連結計算書類	66頁
■計算書類	69頁
■監査報告	72頁
■株主総会会場ご案内図	76頁

証券コード 6282
2018年6月8日

株 主 各 位

東京都港区港南一丁目2番70号
オ イ レ ス 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 飯 田 昌 弥

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使に関する事項につきましては、3頁から4頁の「郵送又はインターネット等による議決権行使のご案内」をご参照いただきまして、2018年6月27日（水曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県藤沢市桐原町8番地 当社藤沢事業場 R&D棟
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第67期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 |
| 第6号議案 | 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件 |
- 以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトに掲載いたしました。
 - ・本年から、株主総会当日にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.oiles.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載しておりますので、本提供書面には掲載していません。
なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.oiles.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

郵送又はインターネット等による議決権行使のご案内

株主総会当日にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので**2018年6月27日（水曜日）午後5時30分まで**にご行使ください。

1. 郵送による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

2. インターネットによる議決権行使について

（1）「スマート行使」による方法

- ①同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- ②「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

（2）ID・パスワード入力による方法

- ①「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ②パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社からお尋ねすることはございません。
- ④パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

（３）ご注意

- ①行使期限は2018年6月27日（水曜日）午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- ②「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記（２）に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- ③郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- ④インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ⑤インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認をおこなっておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

3. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9：00～21：00）

4. 議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆様へ）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます）につきましては、東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記２．のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第67期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を基本方針としながら、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。

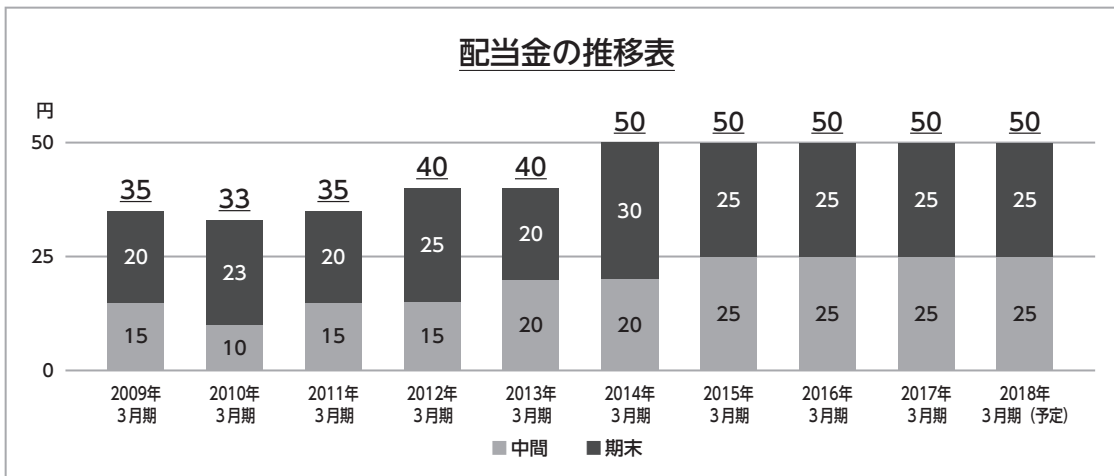
なお、この場合の配当総額は782,482,700円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月29日といたしたいと存じます。

なお、第67期の年間配当金は、1株につき50円となります。

<ご参考>



第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、以下の取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであり、各取締役候補者に関する事項は、7頁から12頁のとおりとなります。

取締役候補者一覧

候補者 番 号	ふりがな 氏 名	現在の当社における地位及び担当	取 締 役 在任期間
1	【再任】 おか やま とし お 雄 岡 山 俊 雄	代表取締役会長	12年
2	【再任】 いい だ まさ み 弥 飯 田 昌 弥	代表取締役社長 社長執行役員	7 年
3	【再任】 まえ だ たかし 隆 前 田 隆	取締役相談役 オイレスＥＣＯ(株) 代表取締役社長	12年
4	【再任】 す だ ひろし 博 須 田 博	取締役 上席執行役員 軸受事業部長	4 年
5	【再任】 た なべ かず はる 治 田 邊 和 治	取締役 上席執行役員 免制震事業部長	2 年
6	【新任】 みや ざき さとし 聡 宮 崎 さとし 聡	上席執行役員 企画管理本部長	－
7	【再任】 かわ さき きよし 清 川 崎 きよし 清	社外取締役（独立役員）	4 年
8	【再任】 むら やま しんいちろう 眞一郎 村 山 しんいちろう 眞一郎	社外取締役（独立役員）	3 年

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	おか やま とし お 岡 山 俊 雄 (1952年8月25日) 【 再 任 】 所有する当社株式の数 36,096株 取締役在任期間 12年 2017年度における 取締役会への出席状況 17/17回(100%)	1975年 4 月 当社入社 2000年 4 月 当社軸受カンパニー 営業一部長 2003年 6 月 当社執行役員 2005年 4 月 当社事業本部 第一事業部長 2005年 6 月 当社上席執行役員 2006年 6 月 当社取締役 2008年 6 月 当社常務執行役員 2009年 6 月 当社企画管理本部長 2011年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2017年 6 月 当社代表取締役会長（現任） 【取締役候補者とした理由】 岡山俊雄氏は、軸受事業部門及び企画管理部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、また当社の代表取締役社長、代表取締役会長の経験が、当社の業務執行の監督に適任であると判断し、候補者としております。

招
集
通
知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	い い だ ま さ み 飯 田 昌 弥 (1957年 2 月24日) 【 再 任 】 所有する当社株式の数 21,959株 取締役在任期間 7 年 2017年度における 取締役会への出席状況 17/17回(100%)	1979年 4 月 当社入社 2003年12月 当社生産事業部 滋賀工場長 2006年 6 月 当社執行役員 2006年10月 当社生産事業部 副事業部長 2009年 6 月 当社軸受事業部 副事業部長 2010年 6 月 当社上席執行役員 2011年 6 月 当社取締役 2011年 7 月 当社軸受第一事業部長 2013年 4 月 当社企画管理本部 副本部長 2014年 1 月 当社生産革新センター長 2015年 4 月 当社企画管理本部長 2016年 6 月 当社常務執行役員 2017年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） 【取締役候補者とした理由】 飯田昌弥氏は、生産部門の現場責任者のほか、軸受事業部門及び企画管理部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、また、強いリーダーシップを発揮することで、当企業グループの経営課題に積極果敢に取組み、成果をあげることができる能力を備えていることから、当社取締役として適任であると判断し、候補者としております。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	まえ だ たかし 前 田 隆 (1954年10月13日) 【 再 任 】 所有する当社株式の数 28,420株 取締役在任期間 12年 2017年度における 取締役会への出席状況 17/17回(100%)	1977年 4 月 当社入社 2000年 4 月 当社軸受カンパニー 営業二部長 2003年 6 月 当社執行役員 2005年 4 月 当社事業本部 第二事業部長 2005年 6 月 当社上席執行役員 2006年 6 月 当社取締役 2008年 6 月 当社常務執行役員 2009年 6 月 当社軸受事業部長 2011年 6 月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 2013年 4 月 当社免制震事業部長 2017年 6 月 当社取締役相談役（現任） [重要な兼職の状況] 2017年 4 月 オイレスＥＣＯ(株) 代表取締役社長（現任）
		【取締役候補者とした理由】 前田隆氏は、軸受事業部門及び免制震事業部門の責任者のほか、建築機器事業部門のオイレスＥＣＯ(株)の社長を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、その高い能力と識見、豊富な経験が当社取締役として適任であると判断し、候補者としております。

招
集
通
知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
4	す だ ひろし 須 田 博 (1959年3月26日) 【 再 任 】 所有する当社株式の数 14,160株 取締役在任期間 4年 2017年度における 取締役会への出席状況 17/17回(100%)	1982年4月 当社入社 2007年3月 Oiles America Corporation 社長 2010年6月 当社執行役員 2014年4月 当社上席執行役員 軸受第二事業部長 2014年6月 当社取締役(現任) 2016年4月 当社上席執行役員 軸受事業部長(現任)
		【取締役候補者とした理由】 須田博氏は、軸受事業の技術部門における経験と、長年にわたる北米子会社の社長を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識から、引き続き軸受事業の発展に貢献でき、その高い能力と識見、豊富な経験が当社取締役として適任であると判断し、候補者としております。
5	た なべ かず はる 田 邊 和 治 (1962年9月19日) 【 再 任 】 所有する当社株式の数 10,012株 取締役在任期間 2年 2017年度における 取締役会への出席状況 17/17回(100%)	1986年4月 当社入社 1999年6月 Oiles Tribomet GmbH (現 Oiles Deutschland GmbH) 社長 2008年6月 当社企画本部 経営企画部長 2010年4月 当社生産事業部 滋賀工場長 2011年6月 当社執行役員 2013年5月 オイレスＥＣＯ(株) 代表取締役社長 2015年6月 当社上席執行役員(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) 2017年4月 当社免制震事業部長(現任)
		【取締役候補者とした理由】 田邊和治氏は、長年にわたる欧州子会社社長としての経験に加え、経営企画部門及び生産現場の責任者のほか、建築機器事業部門のオイレスＥＣＯ(株)の社長及び免制震事業部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、その高い能力と識見、豊富な経験が当社取締役として適任であると判断し、候補者としております。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	みやざき さとし 宮 崎 聡 (1960年11月20日) 【 新 任 】 所有する当社株式の数 3,764株 取締役在任期間 一年 2017年度における 取締役会への出席状況 -/-回(-%)	2013年 7 月 当社入社 経理部長 2015年 4 月 当社企画管理本部 副本部長 兼 経理部長 2015年 6 月 当社執行役員 企画管理本部 副本部長 兼 経理部長 2017年 6 月 当社上席執行役員 企画管理本部長 (現任)
		【取締役候補者とした理由】 宮崎聡氏は、財務・経理分野や資本政策に関する高い知見を持つとともに、企画管理本部の責任者として当社の企画管理部門全体の態勢強化に大きく貢献してまいりました。その高い能力と識見、豊富な経験が当社取締役として適任であると判断し、候補者としております。
7	かわさき きよし 川 崎 清 (1947年12月 2 日) 【再任・社外】 【 独 立 役 員 】 所有する当社株式の数 7,193株 取締役在任期間 4 年 2017年度における 取締役会への出席状況 17/17回(100%)	1972年 4 月 (株)資生堂入社 2005年 6 月 同社執行役員 2006年 6 月 同社取締役執行役員 2008年 4 月 同社取締役執行役員常務 2010年 4 月 同社顧問 2014年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2016年 6 月 カスタマー・コミュニケーションズ(株) (現 (株)True Date) 常勤監査役 (現任)
		【社外取締役候補者とした理由】 川崎清氏は、長年にわたる会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及びこれまで取締役会において発言された意見・助言から、引き続き当社社外取締役として当企業グループの経営に有用な意見・助言が期待できるものと判断し、候補者としております。

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
8	むら やま しんいちろう 村 山 眞一郎 (1953年2月4日) 【再任・社外】 【独立役員】 所有する当社株式の数 1,779株 取締役在任期間 3年 2017年度における 取締役会への出席状況 17/17回(100%)	1976年4月 日立金属(株)入社 2008年4月 同社事業役員 安来工場長 兼 特殊鋼カンパニー バイスプレジデント 2009年4月 同社事業役員 特殊鋼カンパニー プレジデント 2010年4月 同社執行役常務 営業センター長 2015年4月 日立金属商事(株) 顧問 2015年6月 当社社外取締役(現任)
		【社外取締役候補者とした理由】 村山眞一郎氏は、長年にわたる会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及びこれまで取締役会において発言された意見・助言から、引き続き当社社外取締役として当企業グループの経営に有用な意見・助言が期待できるものと判断し、候補者としております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりです。

- ① 川崎 清氏及び村山 眞一郎氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受取る予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 両氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- ③ 両氏は、いずれも過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- ④ 両氏が再任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第26条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、川崎 清氏及び村山 眞一郎氏との間で継続する予定であります。
- ⑤ 当社は、川崎 清氏及び村山 眞一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

現任監査役 岩倉 勝氏及び丹治 詳元氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
1	よこ やま まさる 横 山 勝 (1958年11月12日) 【 新 任 】 所有する当社株式の数 5,230株 監査役在任期間 一年 2017年度における 取締役会への出席状況 －/－回(－%)	1982年 4 月 当社入社 2009年 6 月 当社企画管理本部 総務部長 2018年 1 月 当社企画管理本部 部長(現任)
		【監査役候補者とした理由】 横山勝氏は、総務部門の責任者を長く務め、会社の安定・堅確な業務運営に寄与してまいりました。また、業務経験に基づく会社法制度やコーポレートガバナンスに対する高い知見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、候補者としております。
2	まえ だ たつ ひろ 前 田 達 宏 (1961年 4 月21日) 【新任・社外】 所有する当社株式の数 一株 監査役在任期間 一年 2017年度における 取締役会への出席状況 －/－回(－%)	1989年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1994年 8 月 公認会計士登録 2007年 2 月 税理士登録 2015年 7 月 日本ビューホテル株式会社 社外監査役(現任)
		〔重要な兼職の状況〕 2007年 1 月 前田達宏公認会計士事務所代表(現任) 【社外監査役候補者とした理由】 前田達宏氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度の知識を有していることから、当企業グループの適正な監査に活かしたく、候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりです。
- ① 前田 達宏氏は、社外監査役候補者であります。
 - ② 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受取る予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - ④ 同氏は、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - ⑤ 同氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第35条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - ⑥ 同氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】

本議案が原案通り承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなります。

なお、現在の人数構成（常勤監査役2名及び社外監査役2名）に変更はありません。

ふりがな 氏 名	当社における地位	監 査 役 在任期間	属 性
いけ なが まさ よし 池 永 雅 良	常 勤 監 査 役	2 年	現 任
よこ やま まさる 横 山 勝	常 勤 監 査 役	—	新 任
きみ じま のり ひろ 君 島 得 宏	社 外 監 査 役	3 年	現 任 独 立 役 員
まえ だ たつ ひろ 前 田 達 宏	社 外 監 査 役	—	新 任 独 立 役 員

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2017年6月29日開催の第66回定時株主総会において補欠監査役に選任されました田中耕司氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)
たなか こうじ 田中 耕司 (1951年12月21日)	1989年7月 阿部税務会計事務所 入所 1995年11月 山本経営会計事務所 入所 〔重要な兼職の状況〕 2001年3月 田中税務会計事務所 所長（現任）
所有する当社株式の数 一株	【補欠監査役候補者とした理由】 田中耕司氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたり税理士として豊かな業務経験と専門的な知識を有し、客観的かつ公正な立場から当社の経営を監視していただくことを期待し、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりです。
- ① 候補者 田中 耕司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - ② 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受取る予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - ④ 同氏は、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員になったことはありません。
 - ⑤ 同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第35条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - ⑥ 同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2014年6月27日開催の第63回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額3億5千万円以内。但し、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は5名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は8名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役及び執行役員（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2018年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2018年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、345百万円（うち、取締役分として210百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、390百万円（うち、取締役分として240百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、390百万円（うち、取締役分として240百万円）を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、119,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、42,250ポイント（うち、取締役分として26,130ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（但し、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。但し、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

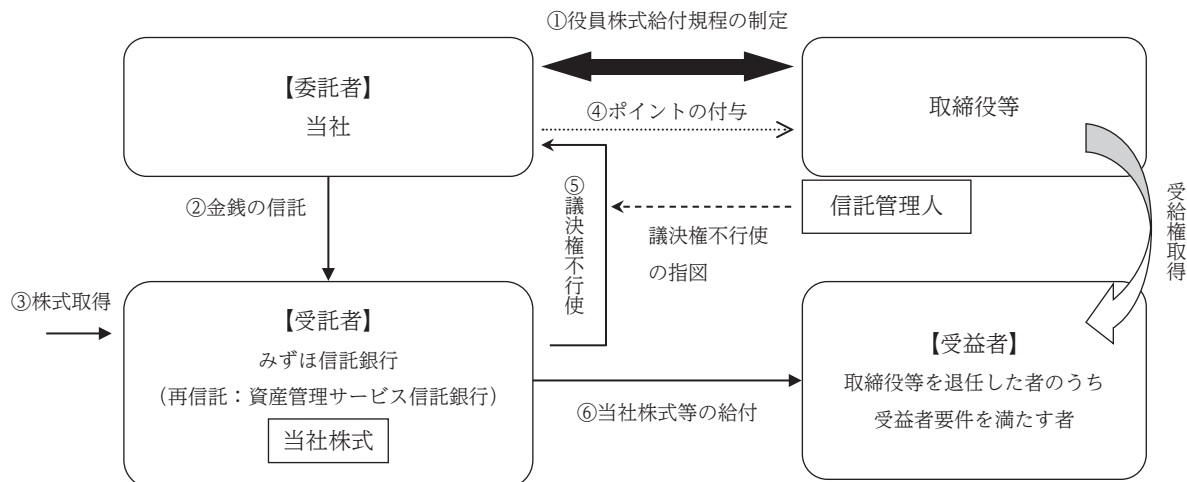
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2006年5月22日開催の当社取締役会において、「大規模買付行為に関する対応策」の導入を決定し、同年6月29日及びその後の有効期限である3年ごとの定時株主総会（直近では2015年6月26日開催の第64回定時株主総会）において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続してまいりました（以下、直近に継続した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を「旧方針」といいます。）。

旧方針は、当社株式に係わる大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できるよう大規模買付行為の提案者及び当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。旧方針の有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社では、旧方針について、その後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を勘案しつつ、当社企業価値ひいては株主共同の利益を図る観点から、継続の是非も含め、その在り方を検討してまいりました。

そして、2018年5月25日開催の取締役会において、社外取締役2名を含む全取締役の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧方針の一部を変更したうえ、継続することを決議いたしました（以下、変更後の当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を「本方針」といいます。）。当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名が出席し、本方針の具体的運用が適正におこなわれることを条件として、継続することについて全監査役が賛成する旨の意見を述べております。また、本方針は、本総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期間は本総会の終結の時から3年間（2021年6月開催予定の当社第70回定時株主総会の終結の時まで）となります。

本方針の主要な変更点は以下のとおりです。

- ① 当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報に加えて、追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。（主な該当頁：本紙31頁）
- ② 特別委員会の委員を当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した社外取締役、社外監査役の中から選任することとし、特別委員会の委員の資格要件から社外有識者であることを削除いたしました。（主な該当頁：本紙28頁、41頁）
- ③ その他、本方針をより分かりやすいものとするよう、語句の修正、文言の整理等をおこないました。

＜当社株式の大規模買付行為への対応方針を継続する理由＞

当社グループは、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念のもと、お客様のニーズに迅速かつ的確に対応した製品開発をおこない、欧米、中国、インド、アセアンを重点としたグローバル展開をおこなうなど、企業価値の向上に向けた取組みを推進しております。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するような大規模買付行為がなされる可能性は、引き続き存在していると言わざるを得ない状況にあります。

金融商品取引法では、一定の大規模買付行為に対し公開買付を義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の敵対的な大規模買付行為がおこなわれる場合では、対象企業からの質問に対し買付者は理由を明らかにしたうえで回答を拒否できること、公開買付期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆様に必要な情報と検討期間が確保されないリスクがあると考えられます。

このような状況を踏まえ、引き続き当社株式の大規模買付行為に関して一定の情報提供ルールを設ける必要があると考え、本総会において、下記内容のとおり、旧方針の一部を変更したうえで継続することをお諮りするものであります。

記

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、大規模買付者による大規模買付行為（下記3. (2)「本方針の対象となる当社株式の買付」で定義されます。以下同じとします。）がなされた場合、これを受け入れるかどうかを最終的に判断するのは株主の皆様であると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされた場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するべきではないと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主や取締役会が買付提案の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するための合理的に必要なかつ十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。特に、当社が掲げるビジョ

ンに基づく企業価値向上のためには、世界的に優れた独自の技術を有するオイルレスベアリング製造会社としての社会的責任を全うし、顧客との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立・維持することが必要不可欠であります。かかる事実が大規模買付者により十分理解されることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為をおこなう者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業理念

当社は、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念の下、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑というコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。

当社は、ベアリングを単なる「軸受」としてではなく「Bear」（耐える、支える、伝える、運ぶ）として大きく捉え、技術によって社会に貢献することを、創業以来の企業姿勢としてまいりました。これによって、産業のあらゆる分野で機器の小型化・高性能化、省エネルギー化や低公害化に貢献し、かつ人々の安心と快適、そして地球環境を考えた社会づくりに役立つことが私達の使命と考えており、これらを実践することが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

これに基づき当社は、

- ① 優れた摩擦・摩耗及び潤滑の技術に支えられた無給油あるいは給油回数を減少させるオイルレスベアリング
- ② 尊い人命や住まい、交通・通信・エネルギー供給などの都市機能を地震の被害から守り、安全を確保する免震・制震装置
- ③ 火災時の安全を確保する排煙・遮煙システムや、自然の光をコントロールしたり爽やかな風を利用して、省エネルギーで快適かつ安全な生活を提案する採光・遮光並びに換気システム

の開発に取り組んでまいりました。そして、自動車をはじめとする技術の変革とニーズに対応しつつ、世界初、世界一の高性能製品・技術の開発に力を注ぎ、絶えず新製品を市場に投入することで「なくてはならない企業」として市場競争力を強化しております。

また、これらの製品の生産にあたって、優れた生産方式であるN P S（ニュー・プロダクション・システム）を導入・推進して生産の効率向上を図るとともに、環境マネジメントシステムに関する国際規格I S O 1 4 0 0 1を取得するなど環境に配慮した生産活動をおこなっております。

また、「O T E C」と名付けた全社体的質強化活動に取り組み、「活性化の追求＝活力を生む企業風土づくり」「効率化の追求＝事業の絶え間ない改善と向上」を図り健全で強靱な企業体質を作り続けていくことで継続的な企業価値の向上を目指しております。

(2) 「中長期経営計画」等による企業価値向上への取り組み

当社は、長期ビジョン「グローバル・エクセレントカンパニーへの挑戦」を掲げ、中期経営計画と年次計画を連動させ、グローバル市場でのオイレスブランドの確立に向けた取り組みを推進してまいりました。その結果、同計画策定前に30.7%（2013年度）であった海外売上高比率を37.0%（2017年度）に、営業利益の連単倍率を同じく1.9倍（2013年度）から2.6倍（2017年度）に拡大させるなど、海外市場を中心に事業拡大の成果を上げてまいりました。

現在、主力製品の一つである自動車向け大型樹脂製品の世界的需要の増加に対応するため、最新鋭ラインの導入による生産性の向上と当該製品のグローバル生産展開のマザー機能強化を目的とし、当社における過去最大規模の設備投資を当社大分工場において実施しており、今後も、中期グループ経営方針に基づき、グローバルな事業展開に一層の拍車をかけ、当社の企業価値向上、ひいては株主共同の利益の確保を目指してまいります。

【長期ビジョン】

「グローバル・エクセレントカンパニーへの挑戦」

- 1) グローバル市場においてオイレスブランドを確立する
- 2) トライボロジー（摩擦・摩耗・潤滑）、ダンピング（振動制御）技術を究める
- 3) 持続的に発展する企業グループを創る

【中期グループ経営方針（2017年～2019年度）】

- 1) グループ経営を進展させ、グループ全体で利益を創出する仕組みを構築する
- 2) 成長市場に経営資源を集中的に投入する
- 3) 各領域において生産技術と研究開発力を強化する
- 4) グローバル市場での受注・開発・生産活動を強化する
- 5) C S R活動を推進する体制を作り、企業価値（環境・社会・経済）を高めて社会に貢献する

(3) 「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」等による企業価値向上への取組み

当社ではコーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、権限委譲による合理的かつ健全で透明度の高い経営体制及び組織を整備するとともに、必要な施策を実施し、当社の発展と企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを基本的な考え方としております。

これに基づき、業務執行機能と監督・監視機能の区分の明確化及び経営戦略の意思決定の迅速化と効率化による取締役会機能強化の観点から、2003年6月から執行役員制度を導入しております。また、外部の人材を登用することにより経営の透明性、公正性をより一層高めるため2名の社外取締役、2名の社外監査役を選任しております。

当社取締役会は、適切な業務執行の決定及び監督機能の点から取締役会の実効性を分析・評価するため、毎年、全取締役及び監査役に対し、取締役会実効性評価を実施しております。取締役会は、取締役会実効性評価に記載された取締役及び監査役の評価結果に基づき、取締役会の実効性を分析・評価しております。取締役会は、本取組みを通じて、より実効性の高い取締役会の実現を目指し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実・強化に取り組んでまいります。

また、当社は、企業の社会的責任（CSR）の推進が社会の持続可能な発展に寄与するものであり、さらには当社の企業価値向上にも寄与するという考えのもと、CSRの推進を企業活動の主軸と位置付けております。これを踏まえ社長を議長とする「CSR推進会議」を設置し、中長期的な企業価値向上に資するCSR課題の把握と推進をおこなう体制としております。

また、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠なものであるとの認識の下、当社社是の一つである「Liberty & Law」を基盤とするコンプライアンス経営体制の確立にも努めております。一つは、コンプライアンス全体を統括する組織として、CSR推進会議の直属組織となる「コンプライアンス部会」のもと、「オイレスグループ企業行動憲章」及び「企業行動規範」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修の実施、加えて内部通報制度についても体制を構築し運用しております。

さらに、リスク管理の観点からは、当社の事業に関する様々なリスクの洗い出し、予防、リスクが発生した場合の迅速かつ的確な対応及び再発防止を図るための組織として、CSR推進会議の直属組織となる「リスク管理部会」についても設置しております。

これらに加えて、当社では、相談役・顧問制度を有しておりますが、今般、この制度を改訂し、代表取締役経験者につきましては、取締役退任後に相談役・顧問に就任しないことに決定いたしました。

当社は引き続き上記諸施策等の推進により、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図り、さらなる当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋げてまいります。

注：「CSR推進会議」「コンプライアンス部会」「リスク管理部会」は、2018年4月1日以降の運用体制として記載しております。

(4) 積極的な株主還元

当社は、通期における業績と今後の業績予想を踏まえ、将来の経営基盤強化のための投資と株主の皆様への利益還元等を考慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を基本とし、連結最終利益の30%以上の配当をおこなってまいりました。

配当金につきましては、旧方針の継続以降2016年3月期、2017年3月期は共に1株あたり50円の年間配当金を実施し、2018年3月期につきましても50円を予定しております。

また、自己株式の取得につきましても、旧方針継続以降2016年3月期には30億円、2017年3月期には10億円、2018年3月期には10億円を実施し、積極的な株主還元をおこなっております。

今後につきましても長期的な視点から株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

3. 本方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本方針継続の目的

本方針は、会社法施行規則第118条第3号ロ（2）に定める、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして旧方針の内容を一部変更し、本方針として継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模買付行為がおこなわれた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う大規模買付行為がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づきおこなわれるべきものと考えております。そして、株主の皆様が適切な判断をおこなうためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。特に、当社の企業価値を正確に把握するには、当社の事業内容、保有する技術に対する深い理解が必要であることから、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から提供される情報のみを参考とするのではなく、当社の事業内容、保有する技術を熟知している当社取締役会から提供される大規模買付行為に対する評価・見解等が極めて大切であります。

しかしながら、前述のとおり、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主や取締役会が買付提案の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するための合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は

不適當であるもの、当社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模買付行為がおこなわれた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従っておこなわれることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置である買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧方針の内容を一部変更し、本方針として継続することといたしました。

本方針の概要（大規模買付行為開始時のフロー）につきましては、別紙1（本紙40頁）をご参照ください。

(2) 本方針の対象となる当社株式の買付

本方針の対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループ¹の議決権割合²が20%以上となる当社株券等³の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、又は、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下同じとします。）との間における、当該他の株主が共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、若しくは、当該他の株主との間に一方が他方を実質的に支配し若しくは共同ないし協調して行動する関係⁴を樹立する行為⁵（結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる場合に限ります。以下、これらのいずれかに該当する行為（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した場合を除きます。）を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為をおこなう者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注：1～5の注釈を39頁に記載しております。

(3) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、旧方針と同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙2（本紙41頁）をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役のいずれかに該当する者の中から選任しております。なお、現在設置している特別委員会の委員である社外取締役の川崎 清氏、村山眞一郎氏、社外監査役の君島得宏氏は、本方針としての継続後も引き続き特別委員会委員に就任する予定でございます（略歴につきましては、別紙3（本紙42頁）をご参照ください。）。

本方針においては、後記5. (1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合に対抗措置をとるとき及び後記5. (3)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合に例外的に対抗措置をとるとき等、本方針に係る重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、必要に応じて独立した第三者である弁護士、会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができるものとします。

(4) その他

会社法、金融商品取引法その他の法律並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

4. 大規模買付ルールの内容について

(1) 概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会や株主総会において当該大規模買付行為について評価・検討をおこなうための期間を設け、かかる評価・検討期間経過後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

(2) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出及び当社への必要情報の提供

① 大規模買付者が大規模買付行為をおこなおうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称
- (b) 大規模買付者の住所
- (c) 代表者の氏名
- (d) 大規模買付者が在外者である場合には設立準拠法及び国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本方針に定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

② 当社取締役会は、上記(2)①の(a)～(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を記載した書面を交付します。そして大規模買付者には、必要情報リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主又は出資者及び重要な子会社、関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接、間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的におこなっている者を含みます。）の詳細（大規模買付者の名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、内部統制システムに関する情報、反社会的勢力等との関連性、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等に関する情報を含みます。）

- (a) 大規模買付行為の目的（なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）をおこなうことその他の目的がある場合には、その旨及びその概要を含みます。また、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。） 、方法及び内容（大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、投下資本の回収方針、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、大規模買付行為完了後の許認可等維持の可否、規制遵守の可能性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後更に当社株式を取得する予定がある場合にはその旨及びその理由、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (b) 当社株式の取得対価の算定根拠及び算定経緯（算定の前提となる事実、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及び資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (c) 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（大規模買付者と当社及び当社株主との間の利益相反を回避するための具体的措置についての考え方を含みます。以下「買付後経営方針等」といいます。）
- (d) 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (e) 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提供していただいた本必要情報を当社取締役会が精査した結果、当該本必要情報が当社株主の皆様の判断又は当社取締役会としての意見形成に際して、大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくとも、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の検討を開始する場合があります。

- ③ 当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実については、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された本必要情報が、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要かつ十分な本必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、特別委員会に対して本必要情報を提出するとともに、その旨を法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

(3) 当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

- ① 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。
- ② 取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である弁護士、会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告がある場合には、その勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見をとりまとめ、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。
- ③ 当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(4) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議をおこなうものとしします。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告をおこない、その可否について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続を速やかに実施するものとしします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告をおこなうものとしします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主としします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとしします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、その旨を法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとしします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。また、当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、当該株主総会決議後、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

(5) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間の終了までを大規模買付行為待機期間としします。そして大規模買付行為待機期間においては、公開買付の開始を含む大規模買付行為は実施できないものとしします。従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとしします。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を経たうえで、新株予約権の無償割当等、法令等及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛をおこなうために必要かつ相当な範囲で、最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当をおこなう場合の概要は原則として別紙4（本紙43頁）に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をおこなう場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、当社取締役会決議後、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

大規模買付者の大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社が提示する当該大規模買付行為に対する意見・代替案等をご考慮のうえ、ご判断をいただくことになります。

(3) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合の例外措置

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の(a)から(h)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、例外的に当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、特別委員会の勧告を経たうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で、上記5. (1)に記載の対抗措置をとることがあります。当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう

か否かの検討及び判断については、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、弁護士、会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）及び当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等を検討し、特別委員会の勧告を経たうえで判断することといたします。

なお、当社取締役会は、上記5. (1)同様、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、当社取締役会決議後、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示をいたします。

(a) いわゆるグリーンメーラー等である場合

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的で株券等の買収をおこなっている場合ないし株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(b) いわゆる焦土化目的である場合

当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営をおこなう目的で株券等の取得等をおこなっている場合

(c) 資産流用目的である場合

当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株券等の取得等をおこなっている場合

(d) 高配当・売り抜け目的である場合

当社の経営を一時的に支配して又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株券等の取得等をおこなっている場合

(e) 強圧的二段階買収等の場合

最初の買付けで全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株券等の買付をおこなうことなど株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買収等であると判断される場合

(f) 買付条件が不十分と判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額

の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合

(g) 経営方針が不十分と判断される場合

大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

(h) 企業価値が毀損される場合

大規模買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆様はもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、債権者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合又は中長期的な将来の企業価値との比較において、大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、著しく劣後すると判断される場合

(4) 対抗措置発動の停止又は変更について

上記5.(1)又は(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講じること決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更をおこなった場合など、対抗措置を発動する必要がなくなったと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等をおこなうことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当をおこなう場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当がおこなわれた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更をおこなうなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当等を中止し、また、新株予約権の無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により、対抗措置の発動の停止をおこなうことができますものとし、当社取締役会は、このような対抗措置の発動の停止又は変更等をおこなう場合は、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供することを目的としております。これにより、株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えております。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切にご判断をおこなううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、法令等及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者及びこれと一定の関係にある者並びに当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為をおこなう大規模買付者及びこれと一定の関係にある者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受け株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書

式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等をおこなった株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本方針の適用開始、有効期間、継続及び廃止

本方針は、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期間は本株主総会の終結の時から3年間（2021年6月開催予定の当社第70回定時株主総会の終結の時まで）とします。

但し、本方針は、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合、②当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本方針はその時点で廃止されるものとしたします。

また、本方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しをおこない、株主総会の承認を得て本方針の変更をおこなうことがあります。

このように、本方針について継続、変更、廃止等の決定をおこなった場合、当社取締役会は、その内容につきまして、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

なお、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、本方針に関する法令等の新設又は改廃がおこなわれ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正をおこなうのが適切である場合、今後の司法判断等の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本方針の内容を変更することがあります。

当社取締役会は、かかる変更が本方針の基本的事項に関するものであり、株主の皆様のご意思を確認する必要があると考える場合には、改めて株主総会において株主の皆様の本方針の変更をお諮りいたします。

8. 本方針の合理性について（本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「指針」といいます。）の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、高度の合理性を有するものです。

また、指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1・5 いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上をもって導入・継続されていること

本方針は、上記3. (1)「本方針継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し又は株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

また、本方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によって本方針の廃止も可能であることから、本方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本方針は、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとしており、本株主総会において本方針に関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本方針継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本方針における対抗措置の発動は、上記5.「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、取締役の任期は1年のため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

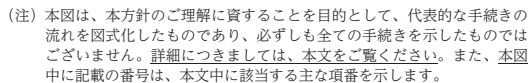
なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上

- 1 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場においておこなわれるものを含みます。）をおこなう者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。以下同じとします。
- 2 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）又は、(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものといいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。
- 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものとします。以下同じとします。
- 4 ある株主と他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該株主及び当該他の株主が当社に対して直接、間接に及ぼす影響等を基礎におこなうものとします。
- 5 かかる行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的におこなうものとします。なお、当社取締役会は、かかる行為に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)

3.(2)



特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している当社社外取締役及び社外監査役のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
- ・社外取締役又は社外監査役である委員の任期は、その就任の日から3年間とする。但し、本方針の有効期間が満了した場合、株主総会において本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合又は取締役会において本方針の廃止する旨の決議がおこなわれた場合、本方針の終了又は廃止と同時に委員の任期は満了する。また、当社社外取締役又は社外監査役であった特別委員が社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（社外取締役又は社外監査役として再任された場合を除く。）には、特別委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定をおこなう。
 - ① 買収に対抗するための新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款が認める対抗措置の発動（大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断を含む）
 - ② 対抗措置の発動の停止
 - ③ 本方針に係る重要な事項
 - ④ その他、当社取締役会が特別委員会に勧告を求める事項
- ・特別委員会は、必要に応じて独立した第三者である弁護士、会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・特別委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。

以 上

特別委員会委員略歴

本方針継続後の特別委員会委員は、以下の3名を予定しております。

[再任] 川崎 清 (かわさき きよし)

[略歴]

1947年12月2日生
1972年4月 (株)資生堂入社
2005年6月 同社 執行役員
2006年6月 同社 取締役執行役員
2008年4月 同社 取締役執行役員常務
2010年4月 同社 顧問
2014年6月 当社 社外取締役 (現任)
2016年6月 カスタマー・コミュニケーションズ(株) (現 (株)True Data) 常勤監査役 (現任)

※ 川崎 清氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

[再任] 村山 眞一郎 (むらやま しんいちろう)

[略歴]

1953年2月4日生
1976年4月 日立金属(株)入社
2008年4月 同社 事業役員 安来工場長 兼 特殊鋼カンパニー バイスプレジデント
2009年4月 同社 事業役員 特殊鋼カンパニー プレジデント
2010年4月 同社 執行役常務 営業センター長
2015年4月 日立金属商事(株) 顧問
2015年6月 当社 社外取締役 (現任)

※ 村山 眞一郎氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

[再任] 君島 得宏 (きみじま のりひろ)

[略歴]

1951年6月3日生
1975年4月 キヤノン(株) 入社
2003年4月 キヤノンシステムアンドサポート(株) 執行役員
2006年1月 同社 常務執行役員
2009年3月 同社 取締役 常務執行役員
2011年4月 同社 取締役 専務執行役員
2013年3月 同社 常勤監査役
2015年4月 同社 顧問
2015年6月 当社 社外監査役 (現任)

※ 君島 得宏氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

なお、社外取締役 川崎 清氏と村山 眞一郎氏、社外監査役 君島 得宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会で定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当をおこなう。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合をおこなう場合は、所要の調整をおこなうものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当をおこなうことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善や堅調な雇用・所得環境の改善を背景に個人消費や消費者マインドの持ち直しがみられるなど、緩やかな景気回復基調が続きました。また、世界経済においては先進国の景気好調が継続、中国並びにアセアン等の新興国経済においては堅調な回復が見られたものの、各国における政治や政策面等、先行き不透明な状況で推移いたしました。このような環境にあって当企業グループは、お客様のニーズに迅速かつ的確に対応することにより日系メーカーからの受注獲得に努めるとともに、欧米、中国、インド、アセアンでは非日系メーカーを重点としたグローバル展開を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は590億50百万円（前期比3.8%増）、営業利益は48億34百万円（前期比9.4%増）、経常利益は52億83百万円（前期比14.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は35億83百万円（前期比144.4%増）となりました。

セグメントの実績は次のとおりであります。

区 分	第66期 (前連結会計年度) 2017年3月期		第67期 (当連結会計年度) 2018年3月期	
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率
	百万円	%	百万円	%
軸 受 機 器	43,229	76.0	44,959	76.0
構 造 機 器	6,574	11.6	6,880	11.7
建 築 機 器	5,867	10.3	5,895	10.0
そ の 他	1,254	2.1	1,355	2.3
調 整 額 (注)	△32	－	△41	－
合 計	56,893	－	59,050	－

(注) 調整額はセグメント間の内部売上高又は振替高であります。

＜軸受機器＞

一般産業機械向け製品は射出成形機やFA機器、並びにプラント設備向け製品の売上が拡大いたしました。また、自動車向け製品についても、欧州、インド、アセアンにおける自動車メーカーとの取引が堅調に推移し、軸受機器全体で増収になったものの、米国拠点における品質改善を目的とした構造改革に費用を計上したことや、期中に原材料価格が高騰したことにより、利益については前年を下回りました。

この結果、軸受機器セグメントの売上高は449億59百万円（前期比4.0%増）、セグメント利益は47億77百万円（前期比1.3%減）となりました。

＜構造機器＞

激しい企業間競争など厳しい事業環境が依然として継続しており、橋梁向け製品の受注が低迷しましたが、建物向け製品について前年を上回る受注を獲得できたことなどにより、構造機器全体として売上は僅かではありますが前年を上回り、利益についても赤字幅が縮小しました。

この結果、構造機器セグメントの売上高は68億80百万円（前期比4.7%増）、セグメント損失は11百万円（前期はセグメント損失5億70百万円）となりました。

＜建築機器＞

主力製品であるウィンドウ オペレーターの受注が堅調に推移したことと、住宅向け製品の販売に注力した結果、前年並みの売上を確保いたしました。一方、利益については積極的な営業展開により販管費が増加したため、昨年を下回りました。

この結果、建築機器セグメントの売上高は58億95百万円（前期比0.5%増）、セグメント利益は48百万円（前期比57.1%減）となりました。

＜その他＞

新規市場開拓及び新規領域の拡大に努めた結果、前年並みの売上を確保いたしました。

この結果、売上高は13億55百万円（前期比8.0%増）、セグメント利益は14百万円（前期比49.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は35億15百万円であります。その主な内容は、当社並びに子会社各工場の設備の取得などであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

「(3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②子会社の状況」をご参照ください。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第64期 2015年3月期	第65期 2016年3月期	第66期 2017年3月期	第67期 (当連結会計年度) 2018年3月期
売 上 高	61,897	60,083	56,893	59,050
経 常 利 益	6,637	5,054	4,601	5,283
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	4,300	4,927	1,466	3,583
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	128円01銭	150円54銭	46円37銭	114円37銭
総 資 産	75,322	70,882	69,110	73,295
純 資 産	60,210	57,748	56,299	58,839

(注) 第64期の1株当たり当期純利益は、期中に株式1株を1.2株に分割したため、期首に分割がおこなわれたとみなして算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当する会社はありません。
- ② 子会社の状況（2018年3月31日現在）

会 社 名	資本金	当 社 の 議 決 権 比 率	主要な事業内容
オイレス E C O 株 式 会 社	百万円 200	100.0	建築機器製品等の製造販売・施工及び保守・点検
オイレス西日本販売株式会社	46	93.0	軸受機器製品及び伝導装置用品の販売
オイレス東日本販売株式会社	20	100.0	軸受機器製品及び伝導装置用品の販売
ユ ニ プ ラ 株 式 会 社	78	100.0	軸受機器・構造機器製品等及び合成樹脂製品の製造販売
株 式 会 社 リ コ ー キ ハ ラ	138	100.0	軸受機器・構造機器製品等及び銅合金鋳造品の製造販売
ルービィ工業株式会社	92	100.0	軸受機器・構造機器製品等の製造販売
オーケー工業株式会社	25	100.0	軸受機器製品等の製造販売
株式会社免震エンジニアリング	10	100.0	免震・制震に関するエンジニアリングサービス
Oiles America Corporation	千米ドル 2,200	100.0	軸受機器製品等の製造販売
Oiles Deutschland GmbH	千ユーロ 51	100.0	軸受機器製品等の販売
Oiles France SASU	千ユーロ 37	間接100.0	軸受機器製品等の販売
Oiles Czech Manufacturing s.r.o.	千チェココナ 100,000	100.0	軸受機器製品等の製造販売
上 海 自 潤 軸 承 有 限 公 司	千人民元 22,587	90.0	軸受機器製品等の製造販売
自 潤 軸 承 (蘇 州) 有 限 公 司	千人民元 75,543	100.0	軸受機器製品等の製造販売
Oiles (Thailand) Company Limited	千バーツ 104,000	70.0	軸受機器製品等の製造販売
Oiles India Private Limited	千インドルピー 800,000	99.9 間接0.1	軸受機器製品等の製造販売
Oiles Brasil Eireli	千ブラジルリアル 11,000	100.0	軸受機器製品等の販売
瓊依鐸斯貿易（上海）有限公司	千人民元 2,180	間接100.0	建築機器製品等の販売

(注) 1.2017年4月25日付で、簡易株式交換によりルービィ工業株式会社を当社の完全子会社といたしました。
2.2017年12月15日付で、簡易株式交換によりユニプラ株式会社を当社の完全子会社といたしました。
3.2018年1月1日付で、ブラジル連邦共和国にOiles Brasil Eireliを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

①中期計画の概要

当企業グループにおいて、市場創造型企業であり続けるとともに、グローバルにおける生産・技術・販売の質の向上を加速させ、各事業領域において名実共にグローバルトップ企業になることを目指し、2017年から中期計画をスタートさせました。

方針は以下の通りです。

- 1) グループ経営を進展させ、グループ全体で利益を創出する仕組みを構築する。
- 2) 成長市場に経営資源を集中的に投入する。
- 3) 各領域において生産技術と研究開発力を強化する。
- 4) グローバル市場での受注、開発、生産活動を強化する。
- 5) CSR活動を推進する体制を作り、企業価値（環境・社会・経済）を高めて社会に貢献する。

上記、中期計画方針をもとに、各事業セグメントにおいて当社の行動指針「よく知り、よく考え、すばやく実行し、できるまでやる」を実行してまいります。

②中期計画の取り組み状況

(軸受機器)

一般産業機械、自動車領域ともにグローバルメーカーへの拡販など、海外での成長戦略を確実に進めております。その中で、自動車領域向け主力製品において、国内外の需要増加に対応するため、大分工場を現状の2.2倍に拡張するための工事に着手しました。その大分工場には全自動ラインなどの最新鋭の生産技術を導入し、高機能高品質製品の安定供給とコスト競争力の強化を図ると同時に、グローバル生産展開におけるマザー機能の強化をしてまいります。

(構造機器)

構造機器事業は人命や建物・設備、社会インフラなどを地震から守る、まさに当社の経営理念である「技術で社会に貢献する」事業であります。当社が長年培ってきた高い技術力をいかして、付加価値の高い製品で顧客ニーズに応えるなど市場の拡大を図り、競合他社に負けない体質への変革を目指してまいります。

(建築機器)

近年注目される快適環境、安全そして省エネなどに適合する事業であります。従来の排煙などにとらわれず、換気など人々の暮らしの快適性を追求できる製品であるため、積極的な広告宣伝活動を行い、認知度を向上させ、売上拡大に努めてまいります。

当企業グループを取りまく環境は大きく変化いたしております。世界経済において、先進国の景気好調に加え、中国並びにアセアン等の新興国経済の堅調な回復が見られるものの、引き続き地政学的リスクの高まりが生じており、予断を許さない状況が続いております。このような状況の中でも、環境の変化を先取りし、柔軟かつ、すばやい対応を続け、将来の柱となる独創的な材料、製品を開発し続けてまいります。また、国内及び海外における技術サービス体制を強化し、多様な市場ニーズに対応できるよう、オイレスブランドの確立を図ってまいります。

また、事業の継続的な発展には人材の確保と育成が不可欠な課題であり、全社をあげて取り組んでまいります。加えてコンプライアンスの徹底やコーポレートガバナンス・コードを踏まえての社内体制強化、CSRの更なる推進等の取り組みにより、株主や取引先の皆様をはじめとするステークホルダーからの信頼と共感を得られるよう、今後ともグループ一丸となって、企業価値の向上を図り、会社の持続的発展に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2018年3月31日現在）

要滑部機材（オイルレスベアリング）、各種機械部品及び建築用・土木構造物用機材の製造、販売並びに建築工事及び土木構造物工事の設計施工ですが、取扱製品を大別すると、次のとおりであります。

- ◎軸受機器：オイルレスベアリング、その他
- ◎構造機器：免震・制震装置、支承、その他
- ◎建築機器：ウィンドウオペレーター、環境機器、住宅用機器、その他

(6) 主要な営業所及び工場（2018年3月31日現在）

① 当社

本社：神奈川県藤沢市桐原町8番地
（登記上本店）東京都港区港南一丁目2番70号

営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東京営業所	東京・神奈川	豊田営業所	愛知
大阪営業所	大阪	広島営業所	広島
名古屋営業所	愛知	九州営業所	福岡
札幌営業所	北海道	藤沢事業場	神奈川
宇都宮営業所	栃木	足利事業場	栃木
太田営業所	群馬	滋賀工場	滋賀
浜松営業所	静岡	大分工場	大分
		ソウル支店	韓国

(注) 1.静岡営業所は、2017年7月1日付で廃止し、浜松営業所に集約いたしました。
2.2017年12月1日付でソウル支店を設立いたしました。

② 子会社

会 社 名	区 分	所 在 地
オイレス E C O 株 式 会 社	本 社	東京都品川区
	支 店 ・ 営 業 所	東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、大宮、松本、北陸（石川）、広島、九州（福岡）
	工 場	近江（滋賀）
オイレス西日本販売株式会社	本 社 営 業 所	大阪府大阪市
	営 業 所	神戸、京滋（滋賀）
オイレス東日本販売株式会社	本 社 営 業 所	東京都港区
	営 業 所	千葉、太田、水戸
ユニプラ株式会社	本 社 工 場	埼玉県川越市
	営 業 所	東京（埼玉）、名古屋
	工 場	狭山（埼玉）
株式会社リコーキハラ	本 社 工 場	新潟県中魚沼郡津南町
	工 場	小千谷（新潟）、卯ノ木（新潟）
ルービィ工業株式会社	本 社 工 場	福島県大沼郡会津美里町
	工 場	新潟県三条市
オーケー工業株式会社	本 社 工 場	滋賀県守山市
株式会社免震エンジニアリング	本 社	東京都港区
Oiles America Corporation	本 社 工 場	アメリカ合衆国 ノースカロライナ州
	営 業 所	アメリカ合衆国 ミシガン州
Oiles Deutschland GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国 ヘッセン州
Oiles France SASU	本 社 営 業 所	フランス共和国 イヴリーヌ県
Oiles Czech Manufacturing s.r.o.	本 社 工 場	チェコ共和国 カダン市
上海自潤軸承有限公司	本 社 工 場	中華人民共和国 上海市
	営 業 所	中華人民共和国 上海市
自潤軸承（蘇州）有限公司	本 社 工 場	中華人民共和国 江蘇省 蘇州市
Oiles (Thailand) Company Limited	本 社 工 場	タイ王国 ラヨン県
Oiles India Private Limited	本 社 営 業 所	インド共和国 ハリヤナ州
	工 場	インド共和国 ラジャスタン州
Oiles Brasil Eireli	本 社 営 業 所	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市
瓊依鐳斯貿易（上海）有限公司	本 社 営 業 所	中華人民共和国 上海市

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(7) **使用人の状況**（2018年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前年度末比増減
軸受機器	1,508（454）名	35名減（65名増）
構造機器	120（33）名	2名増（11名減）
建築機器	181（14）名	1名減（2名減）
その他の	8（0）名	1名減（－）
全社（共通）	234（21）名	3名減（7名減）
合計	2,051（522）名	38名減（45名増）

（注） 1．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている使用人数は、管理・研究部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
778（297）名	1名減（21名減）	44.2歳	16.7年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2018年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況**（2018年3月31日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 153,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 34,300,505株 |
| ③ 株主数 | 10,801名 |

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	株 2,966,450	% 9.5
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,200,505	3.8
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ※	1,181,600	3.8
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ※	1,035,400	3.3
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	969,600	3.1
川 崎 景 介	829,641	2.7
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NVI01	784,000	2.5
川 崎 景 太	721,099	2.3
オ イ レ ス 東 日 本 共 栄 会	646,229	2.1
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	567,336	1.8

- (注) 1. 持株比率は自己株式（3,001,197株）を控除して計算しております。
2. ※印は、信託業務に係る株式を次のとおり保有しております。
・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,181,600株
・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,035,400株
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2018年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2018年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	岡 山 俊 雄	
代表取締役社長	飯 田 昌 弥	社 長 執 行 役 員
取 締 役 相 談 役	前 田 隆	オイレスECO株式会社 代 表 取 締 役 社 長
取 締 役	須 田 博	上 席 執 行 役 員 軸 受 事 業 部 長
取 締 役	田 邊 和 治	上 席 執 行 役 員 免 制 震 事 業 部 長
取 締 役	川 崎 清	
取 締 役	村 山 眞 一 郎	
常 勤 監 査 役	岩 倉 勝	
常 勤 監 査 役	池 永 雅 良	
監 査 役	丹 治 詳 元	丹治詳元税理士事務所所長
監 査 役	君 島 得 宏	

- (注) 1. 取締役 川崎 清及び取締役 村山 眞一郎は、社外取締役であります。
2. 監査役 丹治 詳元及び監査役 君島 得宏は、社外監査役であります。
3. 監査役 丹治 詳元は、税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役及び監査役の異動
2017年6月29日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、内田 隆彦は任期満了のため取締役を退任いたしました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	名 8	百万円 216
監査役	4	61
合 計 (うち社外役員)	12 (4)	277 (34)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2014年6月27日開催の第63回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額350百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 2006年6月29日開催の第55回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等の総額には、第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は取締役7名及び監査役4名であります。

③ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役 丹治 詳元は、丹治詳元税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役 川崎 清は、(株)True Data常勤監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

2) 主な活動状況

- ・取締役 川崎 清は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席しました。また、経営会議などの重要な会議にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験に基づき、経営全般に関し有用な発言をおこなっております。なお、第64回定時株主総会で承認された「当社株式の大規模買付行為への対応方針」の特別委員会委員に就任しております。
また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
- ・取締役 村山 眞一郎は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席しました。また、経営会議などの重要な会議にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験に基づき、経営全般に関し有用な発言をおこなっております。なお、第64回定時株主総会で承認された「当社株式の大規模買付行為への対応方針」の特別委員会委員に就任しております。
また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
- ・監査役 丹治 詳元は、当事業年度開催の取締役会17回、監査役会14回全てに出席しました。また、経営会議などの重要な会議にも出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言をおこなっております。
また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
- ・監査役 君島 得宏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、監査役会14回のうち13回に出席しました。また、経営会議などの重要な会議にも出席し、主に企業経営に関わる見識に基づき発言をおこなっております。なお、第64回定時株主総会で承認された「当社株式の大規模買付行為への対応方針」の特別委員会委員に就任しております。
また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

3) 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第26条及び第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
(ア) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
(イ) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社のうちOiles America Corporation他海外子会社8社については、当社の会計監査人が加盟しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドのメンバーファームの監査を受けております。
3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬2百万円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるためにその必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決定した概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

【基本的な考え方】 業務の適正を確保するための体制	当企業グループは、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という当社経営理念の下、ベアリングを単なる「軸受」としてではなく「Bear」（耐える、支える、伝える、運ぶ）として大きく捉え、技術によって社会に貢献するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値の向上を図ることを目的とする。この目的の実現のため、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、合理的な権限委譲、財務報告が適正かつ有効におこなわれる体制の整備・運用により、健全で透明度の高い適正な経営体制を確保する。
1. 【コンプライアンス体制】 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	《決定の概要》 ①当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、当社社是の一つである「Liberty & Law」を基盤とするコンプライアンス経営体制の確立に努める。 ②当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置しており、社長により指名された委員長の下、この委員会を中心に、策定された「オイルレスグループ企業行動憲章」及び「企業行動規範」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修をする。 ③具体的にはグループ会社を対象範囲とする「オイルレスグループ コンプライアンス実行の手引き」を定め、すべての役員及び従業員の日頃の業務運営の指針とし、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。 ④コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、コンプライアンス委員会事務局に内部通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。 ⑤当社は、内部監査室による内部監査を通じて、業務が法令、定款及び社内規程等に準拠し適正・妥当に、かつ合理的におこなわれているかを調査・検証し、その結果を社長に報告する。 《運用状況の概要》 当社は、当事業年度はコンプライアンス委員会を4回開催し、当企業グループにおけるコンプライアンス上の課題の把握とその対応策及び内部通報事案に関する協議などをおこないました。

	また、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識向上のため、社内教育、勉強会、研修等を定期に実施しております。 社内イントラネットにおいては、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度について周知しております。 当社の内部監査室による内部監査は業務の有効性等につき、各部門及び子会社を監査し、監査結果を社長や監査役会に報告し、また必要に応じて改善提言をおこなうことでコンプライアンス体制の適正化に努めております。
2. 【情報の保存及び管理体制】 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	《決定の概要》 当社は、株主総会、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録、職務権限規程に基づいて各取締役が決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、文書取扱責任者のもとで定められた期間保存及び管理する。
	《運用状況の概要》 当社は、文書管理規程のほか、情報システム管理規程、個人情報取扱規程等を策定し、これら規程に基づき適切に情報を保存及び管理しております。
3. 【リスクマネジメント体制】 当社及び当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制	《決定の概要》 ①当社は、当社及び当企業グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的に対応する。 ②当社は、当社及び当企業グループにおける損失の危険を全般的に統括する組織としてリスク管理委員会を設置し、担当取締役を置き、「グループリスク管理規程」及び「グループ経営危機管理規程」を定め、当社及び当企業グループのリスク管理体制を構築する。 ③リスク管理委員会は、リスク担当取締役（又は取締役会で任命されたその他役員）を委員長とし、当社及び当企業グループのリスクを管理する。また、環境及び安全・衛生については当社環境安全衛生室が、品質については、当社品質保証室が専門の立場から監査する。 ④経理関係においては、当社各部門及び当企業グループによる自立的な管理を基本とし、当社経理部門が当企業グループ全体を計数的に管理する。

	《運用状況の概要》 当社及び当企業グループの様々な潜在的なリスクのうち、企業価値の保全に重大な影響を及ぼすリスクを管理することを目的として「グループリスク管理規程」を定めております。 「グループリスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、当事業年度においては1回開催いたしました。 同委員会においては、当企業グループにおけるリスク管理上の課題とその対応策に関する協議及び対応状況のモニタリングをおこなっております。 さらに、当社は「グループリスク管理規程」に定めるリスクの発生や突発的事態の発生により、当社及び当企業グループにおいて経営に影響を及ぼす危機に直面したときに適切な対応をはかることを目的として「グループ経営危機管理規程」を定めております。
4. 【効率的な職務体制の執行】 当社及び当企業グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制	《決定の概要》 ①当社及び当企業グループは、定例の取締役会により重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、当企業グループ会社それぞれの企業規模に合わせて、全取締役及び社長から指名された従業員等が出席する定期の経営会議、あるいは戦略会議などの会議体を適宜開催することにより、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る検討・審議をおこない、慎重かつ機動的な意思決定をおこなうと同時に、重要な経営テーマについて時間をかけて議論する。 ②当社は、長期ビジョンのもと、中期経営計画及び各年度経営計画並びに年度予算を立案し、当企業グループの目標を設定する。当社及び当企業グループ各社における各部門においては、その目標達成に向け具体的な施策を立案し、実行する。 ③当社は、取締役の任期を1年とし、執行役員制により、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する。 《運用状況の概要》 当社は、当事業年度においては取締役会を17回開催いたしました。 取締役会に上程する審議事項にかかる資料は事前に配布され、出席者が十分準備できるよう配慮しており、取締役会では活発な意見交換がなされております。 社外役員は、独立した立場で専門的見地から意見を表明し、社外役員間で連携して取締役の業務執行に関する提言をおこなっております。 また、当社は執行役員制を敷いており、業務執行にかかる権限を執行役員に委譲することにより取締役の職務執行の効率性を図っております。

5. 【グループ管理体制】 当社並びに当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制	《決定の概要》 ①当社は、当企業グループ共通の「オイレスグループ企業行動憲章」及び「企業行動規範」を定め、各社にコンプライアンス委員及び推進リーダーを置き、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。 ②当社は、「関係会社等管理規程」に基づき、経営企画部が各事業部企画部と連携して、当企業グループから必要な事前協議や報告を受けるなど、適切な経営管理をおこなう。 ③当社は、当社監査役並びに内部監査室が定期的子会社の監査を実施するとともに、当企業グループの主要な子会社については、当社従業員などが監査役に就任して監査をおこない、業務の適正を確保する。 ④当社は、当企業グループ各社の監査役が参加する「オイレスグループ監査役会」を組織し、一体となって当企業グループにおける業務の適正を確保する。 《運用状況の概要》 当社は、当企業グループにもコンプライアンス委員を置き、当該委員を通じてコンプライアンスを統括・推進しております。また当社のコンプライアンス委員会にも出席してもらうことで、当企業グループ一体的な活動を推進しております。 当企業グループの経営管理については、「関係会社等管理規程」に従い、また内容に応じて当社の経営会議や取締役会で決裁を得ております。 当社の監査役及び内部監査室は、当企業グループに対して定期的に監査を実施し、また当事業年度において当企業グループ各社の監査役が参加する「オイレスグループ監査役会」を2回開催して、グループ一体となって業務の適正確保に努めております。
6. 【監査役監査体制】	《決定の概要》 【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置き、監査役会の指揮命令に服するものとする。また、その人事、待遇、処遇については、取締役と監査役が協議する。

	〔前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項〕 当社は、監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得る。 〔取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制〕 ①取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があるとき、取締役及び従業員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。 ②監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席することができるとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める。 〔当企業グループの取締役・監査役等及び使用人から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制〕 ①当企業グループの役員・従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をおこなう。 ②当企業グループの役員・従業員は、コンプライアンス違反について、発見次第直ちにコンプライアンス委員会事務局へ通報することとなり、当該事務局を通じて当社監査役に報告する。 ③当社は、通報した当企業グループの役員・従業員に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者の保護を図るとともに、当企業グループの役職員に周知徹底する。 〔その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制〕 ①当社及び当企業グループは、当企業グループ各部門の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。 ②当社社長は、相互の意思疎通を図るため、監査役会と定期的な意見交換会を開催する。また、会計監査人についても定期的な意見交換会を開催する。 ③監査役は、監査役監査を実効的におこなうために、会計監査人からは会計監査内容について説明を、また、内部監査室から内部監査の報告を受けるなど、必要な情報交換をおこなうことにより、密接な連携を確保する。
--	---

	④当社は、監査役がその職務について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。 《運用状況の概要》 当社は、監査役会からの求めに応じて、監査役会及び監査役の職務を補助する者として、兼任の監査役スタッフ1名を配置しております。 監査役は、当事業年度においては監査役会を14回開催し、各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議あるいは決議をおこなっております。 また、監査役は、取締役会への出席のほか、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び当企業グループの取締役又は従業員にその説明を受けることにより、取締役の職務執行を監査しております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換をおこなうほか、社外取締役、内部監査室や会計監査人との連携を図ることにより監査の実効性を図っております。
反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 ①当企業グループの企業行動憲章において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体と一切関係を持たず、断固として対決する。 ②当企業グループの役員及び従業員に対し、コンプライアンス実行の手引きを配布し、反社会的勢力等との関係排除を含めたオイレスグループ企業行動憲章の周知徹底を図る。なお、警察及び特殊暴力防止対策協議会等の関係当局との連携を図り、企業防衛に関する必要な情報収集をおこなう。	

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、通期における業績と今後の業績予想を踏まえ、将来の経営基盤強化のための投資と株主の皆様への利益還元等を考慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を基本とし、30%以上の連結配当性向を目指してまいりました。

今後につきましても長期的な視点から利益還元に努めてまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社株式等の大規模買付行為(本事業報告において、以下「大規模買付行為」といいます。)があったとしても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、また、大規模買付行為を受け入れるかどうかを最終的に判断するのは株主の皆様であるものと考えております。

しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為をおこなう者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 不適切な支配防止のための取組み及び取締役会の判断

1) 企業価値向上策

当社は、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念の下、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑というコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。

さらに、当社は経営理念の実現のため、『グローバル・エクセレントカンパニー』を目指した長期ビジョンを掲げ、中期経営計画と年次経営計画が連動した経営計画に取組んでおります。これは当社のビジョンを共通化して明確にし、その目標を達成するための戦略・戦術を立て、中期経営計画により段階的に実行していこうというものです。また、目標を共有化することにより、全社一丸となってこれに取り組むことが当社企業価値の最大化につながるものと確信しております。

2) 当社株式の大規模買付行為への対応方針

当社は、2006年6月29日開催の第55回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、事前警告型の当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入いたしました(本事業報告において、2015年6月26日開催の当社第64回定時株主総会の決議による変更を含み、以下「本方針」といいます。)。本方針は、大規模買付行為をおこなう者(本事業報告において、以下「大規模買付者」といいます。))があらかじめ当社が定めた大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置をとらず、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等の対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗することができるというものです。

また、当社は当該取組みが前項①に記載のとおり、基本方針に則ったものであり、かつ合理性のあるものであることを示すため、

- a) 本方針が適正に運用され、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している委員で構成されている特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を義務づけること。
- b) 当社取締役会が具体的な対抗措置を講じたとしても、対抗措置発動の必要がなくなったと判断したときは、対抗措置の発動の停止又は変更ができること。
- c) 本方針の有効期間は、2018年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までの3年間とし、本方針の継続については別途株主総会の承認を経ること。
等の措置を講じております。

なお、本方針につきましては、2018年5月25日開催の当社取締役会において、2018年6月28日開催の当社第67回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、その一部を変更の上、継続するとともに、同総会の議案として付議することを決定しております。

その詳細につきましては、当社第67回定時株主総会招集ご通知添付の株主総会参考書類21頁から43頁までをご参照ください。

~~~~~  
(注) この事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率につきましては表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2018年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目                  | 金額            | 科目                    | 金額            |
|---------------------|---------------|-----------------------|---------------|
| <b>資産の部</b>         |               | <b>負債の部</b>           |               |
| <b>I 流動資産</b>       |               | <b>I 流動負債</b>         |               |
| 1.現金及び預金            | 15,409        | 1.支払手形及び買掛金           | 6,466         |
| 2.受取手形及び売掛金         | 18,572        | 2.リース債務               | 148           |
| 3.有価証券              | 1,499         | 3.未払費用                | 2,131         |
| 4.商品及び製品            | 3,426         | 4.繰延税金負債              | 1             |
| 5.仕掛品               | 2,510         | 5.未払法人税等              | 810           |
| 6.原材料及び貯蔵品          | 2,407         | 6.未払消費税等              | 152           |
| 7.繰延税金資産            | 833           | 7.賞与引当金               | 1,089         |
| 8.その他               | 974           | 8.役員賞与引当金             | 103           |
| 9.貸倒引当金             | △51           | 9.株主優待引当金             | 45            |
| 流動資産合計              | 45,581        | 10.その他                | 1,194         |
|                     |               | 流動負債合計                | 12,143        |
| <b>II 固定資産</b>      |               | <b>II 固定負債</b>        |               |
| (1) <b>有形固定資産</b>   |               | 1.リース債務               | 58            |
| 1.建物及び構築物           | 6,901         | 2.繰延税金負債              | 1,036         |
| 2.機械及び装置            | 4,748         | 3.役員退職慰労引当金           | 56            |
| 3.工具、器具及び備品         | 1,381         | 4.退職給付に係る負債           | 607           |
| 4.土地                | 2,921         | 5.資産除去債務              | 41            |
| 5.リース資産             | 369           | 6.その他                 | 512           |
| 6.建設仮勘定             | 1,694         | 固定負債合計                | 2,312         |
| 7.その他               | 71            | <b>負債合計</b>           | <b>14,455</b> |
| 有形固定資産合計            | 18,088        | <b>純資産の部</b>          |               |
| (2) <b>無形固定資産</b>   | <b>683</b>    | <b>I 株主資本</b>         |               |
| (3) <b>投資その他の資産</b> |               | 1.資本金                 | 8,585         |
| 1.投資有価証券            | 6,749         | 2.資本剰余金               | 9,615         |
| 2.長期貸付金             | 1             | 3.利益剰余金               | 41,726        |
| 3.長期預金              | 20            | 4.自己株式                | △5,449        |
| 4.繰延税金資産            | 63            | 株主資本合計                | 54,478        |
| 5.退職給付に係る資産         | 127           | <b>II その他の包括利益累計額</b> |               |
| 6.その他               | 1,994         | 1.その他有価証券評価差額金        | 2,175         |
| 7.貸倒引当金             | △15           | 2.為替換算調整勘定            | 1,460         |
| 投資その他の資産合計          | 8,941         | 3.退職給付に係る調整累計額        | △281          |
| 固定資産合計              | 27,713        | その他の包括利益累計額合計         | 3,353         |
| <b>資産合計</b>         | <b>73,295</b> | <b>III 非支配株主持分</b>    | 1,007         |
|                     |               | <b>純資産合計</b>          | <b>58,839</b> |
|                     |               | <b>負債純資産合計</b>        | <b>73,295</b> |

# 連結損益計算書

(自 2017年 4 月 1 日)  
(至 2018年 3 月31日)

(単位：百万円)

| 科目                     | 金額    |               |
|------------------------|-------|---------------|
| I 売上高                  |       | 59,050        |
| II 売上原価                |       | 38,137        |
| <b>売上総利益</b>           |       | <b>20,912</b> |
| III 販売費及び一般管理費         |       | 16,078        |
| <b>営業利益</b>            |       | <b>4,834</b>  |
| IV 営業外収益               |       |               |
| 1.受取利息                 | 86    |               |
| 2.受取配当金                | 123   |               |
| 3.受取保険金                | 35    |               |
| 4.為替差益                 | 6     |               |
| 5.その他                  | 299   | 552           |
| V 営業外費用                |       |               |
| 1.支払利息                 | 18    |               |
| 2.売上割引                 | 18    |               |
| 3.デリバティブ評価損            | 54    |               |
| 4.その他                  | 11    | 103           |
| <b>経常利益</b>            |       | <b>5,283</b>  |
| VI 特別利益                |       |               |
| 1.負ののれん発生益             | 0     |               |
| 2.投資有価証券売却益            | 36    | 36            |
| VII 特別損失               |       |               |
| 1.固定資産処分損              | 36    |               |
| 2.減損損失                 | 59    |               |
| 3.投資有価証券売却損            | 1     | 97            |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |       | <b>5,222</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 1,570 |               |
| 法人税等調整額                | △57   | 1,512         |
| <b>当期純利益</b>           |       | <b>3,710</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |       | 126           |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |       | <b>3,583</b>  |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2017年 4 月 1 日)  
(至 2018年 3 月31日)

(単位：百万円)

|                      | 株主資本  |       |        |        |        |
|----------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
|                      | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当期首残高                | 8,585 | 9,479 | 39,718 | △5,005 | 52,777 |
| 当期変動額                |       |       |        |        |        |
| 剰余金の配当               |       |       | △1,575 |        | △1,575 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |       |       | 3,583  |        | 3,583  |
| 自己株式の取得              |       |       |        | △1,007 | △1,007 |
| 自己株式の処分              |       | 53    |        | 563    | 617    |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |       | 83    |        |        | 83     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  |       |       |        |        |        |
| 当期変動額合計              | －     | 136   | 2,008  | △443   | 1,701  |
| 当期末残高                | 8,585 | 9,615 | 41,726 | △5,449 | 54,478 |

|                      | その他の包括利益累計額      |          |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|----------------------|------------------|----------|------------------|-------------------|---------|--------|
|                      | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |        |
| 当期首残高                | 1,371            | 1,100    | △473             | 1,998             | 1,523   | 56,299 |
| 当期変動額                |                  |          |                  |                   |         |        |
| 剰余金の配当               |                  |          |                  |                   |         | △1,575 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |                  |          |                  |                   |         | 3,583  |
| 自己株式の取得              |                  |          |                  |                   |         | △1,007 |
| 自己株式の処分              |                  |          |                  |                   |         | 617    |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |                  |          |                  |                   |         | 83     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  | 803              | 360      | 191              | 1,355             | △516    | 839    |
| 当期変動額合計              | 803              | 360      | 191              | 1,355             | △516    | 2,540  |
| 当期末残高                | 2,175            | 1,460    | △281             | 3,353             | 1,007   | 58,839 |

# 貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目                  | 金額            | 科目                 | 金額            |
|---------------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>資産の部</b>         |               | <b>負債の部</b>        |               |
| <b>I 流動資産</b>       |               | <b>I 流動負債</b>      |               |
| 1.現金及び預金            | 8,470         | 1.買掛金              | 3,853         |
| 2.受取手形              | 1,269         | 2.短期借入金            | 2,866         |
| 3.電子記録債権            | 2,016         | 3.リース債務            | 7             |
| 4.売掛金               | 8,939         | 4.未払金              | 317           |
| 5.有価証券              | 1,499         | 5.未払費用             | 1,332         |
| 6.商品及び製品            | 1,563         | 6.未払法人税等           | 536           |
| 7.仕掛品               | 1,742         | 7.未払消費税等           | 60            |
| 8.原材料及び貯蔵品          | 528           | 8.預り金              | 132           |
| 9.繰延税金資産            | 488           | 9.賞与引当金            | 810           |
| 10.短期貸付金            | 1,084         | 10.役員賞与引当金         | 82            |
| 11.未収入金             | 608           | 11.株主優待引当金         | 45            |
| 12.その他              | 196           | 12.その他             | 210           |
| 流動資産合計              | 28,406        | 流動負債合計             | 10,254        |
| <b>II 固定資産</b>      |               | <b>II 固定負債</b>     |               |
| (1) <b>有形固定資産</b>   |               | 1.リース債務            | 8             |
| 1.建物                | 2,397         | 2.退職給付引当金          | 157           |
| 2.構築物               | 128           | 3.資産除去債務           | 38            |
| 3.機械及び装置            | 1,798         | 4.長期預り保証金          | 210           |
| 4.車両運搬具             | 15            | 5.長期未払金            | 15            |
| 5.工具、器具及び備品         | 362           | 固定負債合計             | 431           |
| 6.土地                | 1,865         | <b>負債合計</b>        | <b>10,685</b> |
| 7.リース資産             | 14            |                    |               |
| 8.建設仮勘定             | 1,492         |                    |               |
| 有形固定資産合計            | 8,075         | <b>純資産の部</b>       |               |
| (2) <b>無形固定資産</b>   |               | <b>I 株主資本</b>      |               |
| 1.施設利用権             | 13            | 1.資本金              | 8,585         |
| 2.ソフトウエア            | 371           | 2.資本剰余金            |               |
| 3.リース資産             | 2             | (1) 資本準備金          | 9,474         |
| 4.ソフトウエア仮勘定         | 112           | (2) その他資本剰余金       | 53            |
| 無形固定資産合計            | 499           | 資本剰余金合計            | 9,527         |
| (3) <b>投資その他の資産</b> |               | 3.利益剰余金            |               |
| 1.投資有価証券            | 6,278         | (1) 利益準備金          | 570           |
| 2.関係会社株式            | 6,387         | (2) その他利益剰余金       |               |
| 3.長期貸付金             | 1,354         | 研究開発積立金            | 1,650         |
| 4.従業員に対する長期貸付金      | 0             | 別途積立金              | 16,450        |
| 5.保険積立金             | 1,262         | 繰越利益剰余金            | 8,970         |
| 6.差入保証金             | 371           | 利益剰余金合計            | 27,641        |
| 7.前払年金費用            | 263           | 4.自己株式             | △5,449        |
| 8.繰延税金資産            | 33            | 株主資本合計             | 40,304        |
| 9.その他               | 131           | <b>II 評価・換算差額等</b> |               |
| 10.貸倒引当金            | △1            | その他有価証券評価差額金       | 2,072         |
| 投資その他の資産合計          | 16,081        | 評価・換算差額等合計         | 2,072         |
| 固定資産合計              | 24,657        | <b>純資産合計</b>       | <b>42,377</b> |
| <b>資産合計</b>         | <b>53,063</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>53,063</b> |

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(自 2017年 4 月 1 日)  
(至 2018年 3 月31日)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額    |               |
|-----------------|-------|---------------|
| I 売上高           |       | 35,473        |
| II 売上原価         |       | 24,013        |
| <b>売上総利益</b>    |       | <b>11,459</b> |
| III 販売費及び一般管理費  |       | 9,586         |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>1,873</b>  |
| IV 営業外収益        |       |               |
| 1.受取利息          | 37    |               |
| 2.受取配当金         | 1,017 |               |
| 3.受取ロイヤリティー     | 665   |               |
| 4.為替差益          | 32    |               |
| 5.その他           | 216   | 1,968         |
| V 営業外費用         |       |               |
| 1.支払利息          | 2     |               |
| 2.売上割引          | 7     |               |
| 3.支払手数料         | 15    |               |
| 4.デリバティブ評価損     | 54    |               |
| 5.その他           | 4     | 86            |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>3,756</b>  |
| VI 特別損失         |       |               |
| 1.固定資産処分損       | 18    |               |
| 2.減損損失          | 59    |               |
| 3.投資有価証券売却損     | 0     | 78            |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>3,678</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 866   |               |
| 法人税等調整額         | △61   | 805           |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>2,873</b>  |

# 株主資本等変動計算書

(自 2017年 4 月 1 日)  
(至 2018年 3 月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |          |         |       |          |        |         |         |        |        |
|---------------------|-------|-------|----------|---------|-------|----------|--------|---------|---------|--------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益準備金 | 利益剰余金    |        |         |         | 自己株式   | 株主資本合計 |
|                     |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |       | その他利益剰余金 |        |         | 利益剰余金合計 |        |        |
|                     |       |       |          |         |       | 研究開発積立金  | 別途積立金  | 繰越利益剰余金 |         |        |        |
| 当期首残高               | 8,585 | 9,474 | －        | 9,474   | 570   | 1,650    | 16,450 | 7,672   | 26,343  | △5,005 | 39,397 |
| 当期変動額               |       |       |          |         |       |          |        |         |         |        |        |
| 剰余金の配当              |       |       |          |         |       |          |        | △1,575  | △1,575  |        | △1,575 |
| 当期純利益               |       |       |          |         |       |          |        | 2,873   | 2,873   |        | 2,873  |
| 自己株式の取得             |       |       |          |         |       |          |        |         |         | △1,007 | △1,007 |
| 自己株式の処分             |       |       | 53       | 53      |       |          |        |         |         | 563    | 617    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |       |       |          |         |       |          |        |         |         |        |        |
| 当期変動額合計             | －     | －     | 53       | 53      | －     | －        | －      | 1,297   | 1,297   | △443   | 907    |
| 当期末残高               | 8,585 | 9,474 | 53       | 9,527   | 570   | 1,650    | 16,450 | 8,970   | 27,641  | △5,449 | 40,304 |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|------------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 当期首残高               | 1,251        | 1,251      | 40,648 |
| 当期変動額               |              |            |        |
| 剰余金の配当              |              |            | △1,575 |
| 当期純利益               |              |            | 2,873  |
| 自己株式の取得             |              |            | △1,007 |
| 自己株式の処分             |              |            | 617    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 821          | 821        | 821    |
| 当期変動額合計             | 821          | 821        | 1,728  |
| 当期末残高               | 2,072        | 2,072      | 42,377 |

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2018年5月23日

オイレス工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

|                    |                            |
|--------------------|----------------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 芝 田 雅 也 <sup>①</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 加 藤 博 久 <sup>②</sup> |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オイレス工業株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オイレス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

独立監査人の監査報告書

2018年5月23日

オイレス工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

|                    |                            |
|--------------------|----------------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 芝 田 雅 也 <sup>①</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 加 藤 博 久 <sup>②</sup> |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オイレス工業株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会及び経営会議などの重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において面談による業務報告を受け、財産及び現場の状況も調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2018年5月25日

オイレス工業株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 岩 | 倉 | 勝 | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 池 | 永 | 雅 | 良 |
| 社外監査役 | 丹 | 治 | 詳 | 元 |
| 社外監査役 | 君 | 島 | 得 | 宏 |

以上

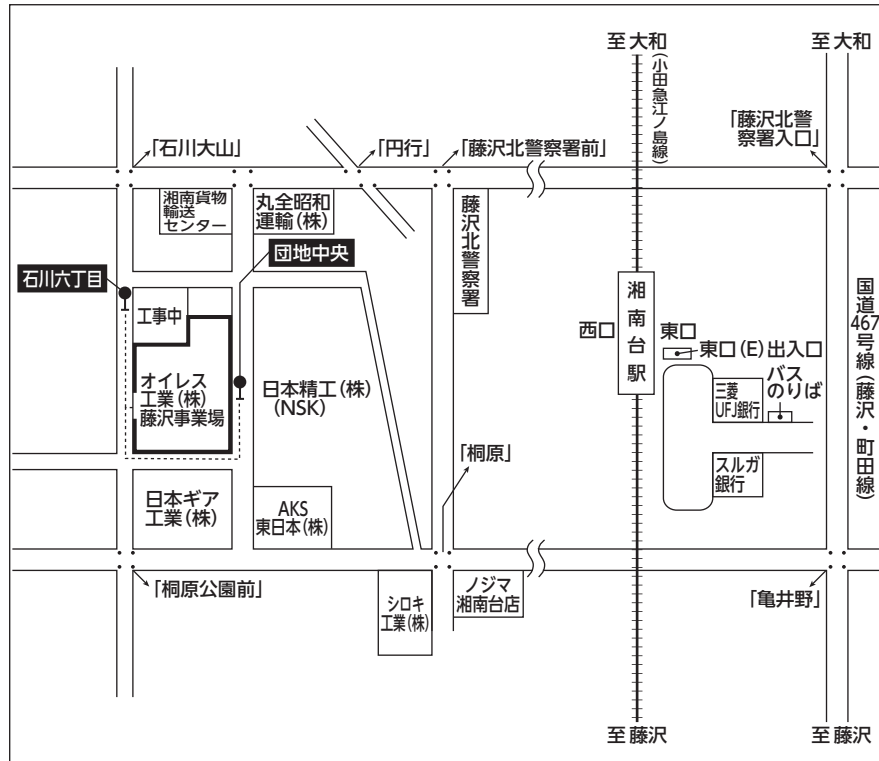
# 株主総会 会場ご案内図

## オイレス工業株式会社

藤沢事業場 R & D棟

神奈川県藤沢市桐原町8番地

電話(0466)44-4901(代表)



バスのりばが東口に変わりましたのでご注意ください。

※株主総会当日にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はご用意しておりません。  
何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

### <交 通>

小田急江ノ島線・相鉄いずみ野線・横浜市営地下鉄「湘南台」駅下車

\* 東口バスターミナル4番のりば、神奈川中央交通バス

「桐原循環湘南台駅西口行」(湘13系統) 約8分「団地中央」下車  
(湘南台駅標準発車時刻: 9時00分、9時30分)

又は

東口バスターミナル4番のりば、神奈川中央交通バス

「文化体育館前行」(湘15系統) 約8分「石川六丁目」下車  
(湘南台駅標準発車時刻: 9時5分)

\* タクシーでご来場頂く場合は、西口からご乗車ください。